

資料番号	総務 2
------	------

令和 6 年 12 月 5 日 課 名 総務局税務課 担当者 課長 横田 電 話 082-513-2319	令和 6 年 12 月 5 日 課 名 商工労働局観光課 担当者 課長 石濱 電 話 082-555-2010
--	--

広島県新たな観光振興財源・宿泊税の導入について

1 要旨

地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、新たな観光振興財源としての宿泊税を導入することとし、関係条例案を 12 月定例県議会に提案する。

2 パブリックコメント等の実施状況

本県の制度案について、県内外から広く意見募集を行うため、10 月 22 日から 11 月 21 日までパブリックコメントを実施した。結果等は別紙 1 のとおり。

また、県内市町と宿泊事業者に意見を聴取したので、あわせて報告する。

3 宿泊税の制度案

パブリックコメント等を行った結果を踏まえた、宿泊税の制度案を、「広島県新たな観光振興財源・宿泊税の導入に関する説明資料」としてとりまとめた。概要版は別紙 2 のとおり。

4 条例案の概要

- ・ 広島県宿泊税条例（案） 別紙 3 のとおり
- ・ 広島県宿泊税基金条例（案） 別紙 4 のとおり

5 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------|
| R6 年 12 月 | 関連条例案の議会提案 |
| R7 年 4 月～ | 宿泊事業者への説明会開催、宿泊税導入に関する周知 |
| R8 年 4 月以降（予定） | 宿泊税導入開始 |

宿泊税に関する本県案への関係者意見について

1 意見徴収状況

現制度案について、県内市町と宿泊事業者に意見を聴取するとともに、県内外から広く意見募集を行うため、10月22日から11月21日までパブリックコメントを実施したので、報告する。

(参考)

県内市町：オンライン会議を開催（11/6開催）（■）

宿泊事業者：広島県ホテル旅館生活衛生同業組合支部長等へのアンケートを実施（期間：10/23～11/1）（◇）

パブリックコメント：県内外からの意見募集を実施（10/22～11/21：17人）（○）

2 市町、宿泊事業者の意見

意見の内容	県の考え方・対応
【用途】 ■ ビジネス目的の来訪者への施策も検討してはどうか（1団体） ◇ 宿泊税の使われ方について、宿泊団体の意見を盛り込める仕組みの構築をお願いしたい	○ ビジネス目的の来訪者にも受益が及ぶような取組についても、引き続き、検討していきます。 ○ 用途の検討の際には、宿泊団体の代表者からも丁寧にご意見を伺っていくことを検討しております。
【市町への配分】 ■ 宿泊者数に応じた応分の配分を希望する（1団体）	○ 市町への配分の規模感や考え方の具体化については、導入初年度に向けた予算編成等の過程において、市町のご意見も踏まえながら、検討していきます。
【宿泊事業者の負担への考慮】 ■ レジシステムを含め、徴収事務負担を軽減して欲しい（1団体） ◇ 「レジシステムの改修」について全額公費負担をお願いしたい	○ 宿泊事業者にとって事務負担が増えることから、宿泊事業者の申告納入手続きの負担を軽減するため、 ・eLTAX（エルタックス）を活用した電子申告・電子納付の活用 ・年間の申告納入回数を軽減する特例措置 ・会計レジシステムの改修経費の支援の実施を検討しております。 ○ また、改修経費については、宿泊税導入に伴って発生するものであることから、できるだけ負担が軽減されるような対応を検討していきます。
【制度見直し】 ◇ 条例の付帯事項として、3年ごとに税の使われ方の見直し条項を盛り込んで欲しい	○ 短期間で制度を見直すことは、制度の定着や変更に係る宿泊事業者の負担が大きいこと、また、用途の検証等の期間も考慮し、施行後5年ごとに、施策の効果及び条例の施行状況を勘案し、宿泊税にかかる制度のあり方について検討を加え、必要な措置を講じていきます。 また、著しい社会経済情勢の変化等特別な理由がある場合には、上記期間に関わらず見直しを行うことを可能とする文言を盛り込みます。

3 パブリックコメントの意見【17人】

(1) 免税点について

意見の内容	県の考え方・対応
○ 当ホテルの利用者は90%以上が建設関係者等の長期利用者であって、物価高に伴い5,100円(素泊・税抜)に値上げたばかりであり、7,000円以上などが適当である ○ 免税点を設けることは、宿泊税の課税目的に対して必要かつ合理的な措置とは言えない (参考)市町、宿泊事業者の関連意見 ■ 5～7千円に引上げを検討して欲しい(1団体) ◇ 7千円以下がよい ◇ 当地区のビジネスホテルの平均単価(シングル)6千円程度なので、ご一考いただきたい ◇ 5,001円以上にして欲しい ◇ 免税点はなしが望ましいが、仮に、設けるならば、平均単価に近い4千円未満 ◇ 不平等にならないような制度が必要	○ 免税点は、税負担の公平性の確保の観点や特別徴収義務者の事務負担が大きくなることを考慮し、必要最低限の範囲に留める必要がありますが、一方で、低料金の宿泊施設の利用に際しては、宿泊料金に対する税負担感が大きくなることを考慮し、本県では免税点を設定することにしました。 ○ 県全体での簡易宿所の平均宿泊料金(4,257円)等を考慮し、免税点は5千円未満(素泊まり・税抜)と設定していましたが、免税点の額に関する意見が多いことを鑑み、改めて設定額の検討を行い、地区別に平均単価を確認した場合は、当該額ではおさまらない地区があることなどを踏まえ、免税点を6千円未満(素泊まり・税抜)とします。

(2) 使途・その他について

意見の内容	県の考え方・対応
【導入について】 ○ 結論として宿泊税に反対。民間が頑張ることが主であり、反省をしない自治体が税金を使用し丸ごと実施する必要はない。外国人観光客より圧倒的に日本人観光客数の方が多いため、日本人に対する安易な増税は国力を削ぎ、民間事業者を疲弊させることにつながってしまう。(ほか3名が反対)	○ 滞在時間の延長や宿泊の増加につながる旅行者の満足度、利便性等の向上や、今後も増加が見込まれる旅行者の受入環境の充実といった新たな課題などに、これまで以上に大幅にスケールアップした規模で、観光施策を拡充・強化していくためには、今後の財政状況に左右されることなく、安定的かつ継続的な一定規模の財源が必要であると考えております。
【使途】 ○ 税を導入することで、具体的に何をしたいのか、いくら税収があれば何ができるのかといった具体案を示して欲しい ○ 既存の観光資源がランドマークとしての魅力を発揮できるようにするため、関係市町や旅行会社とも連携して、県の直営事業として既存の観光資源の商業化を推進する事業が必要ではないか ○ 県内全域で導入するのなら、これまで観光振興施策があまり見られていない北部の中山間地域のPR策を打ち出す必要がある ○ 備後地方の自然の良さ・食の美味しさを発信し、ツアーを組めないかと思う ○ 広島市、廿日市市を観光しても宿泊では福岡、大阪に流れてしまっている観光客の受け皿に県内他市町がなれるような施策をお願いしたい	○ 現時点の取組のイメージは、「広島県新たな観光振興財源・宿泊税の導入に関する説明資料」の14ページにお示ししているとおりで、約30億円/年を見込んでおりました。 取組や事業の具体化については、免税点等の設定による減収分の影響も含め、今後の予算編成等の過程におきまして、今回いただいたご意見や関係者の皆さまのご意見も伺いながら検討していきます。 ○ 観光消費額の増加のためには、県内全域の周遊促進と宿泊の増加を促す必要があることから、今回いただいた御意見も踏まえ、検討していきます。

意見の内容	県の考え方・対応
【課税免除】 ○ 海外からの修学旅行生は課税対象にしたほうがよいのではないかと (参考)市町、宿泊事業者の関連意見 ◇ 修学旅行等以外にも、団体宿泊を前提とするものに関しては、引率の先生や保護者、添乗員等も含め、全て税免除が望ましい ◇ 線引きが難しいが、各種公式な大会に関しては免除をお願いしたい。 ◇ (県記載のとおり) 線引きは必要 ◇ 部活動等まで広げると免税対象者が際限なく増えてしまう ○ 朝鮮学校も課税免除の対象にして欲しい(6名)	○ 課税免除の対象となる「修学旅行」は、学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事が対象となるため、海外からの修学旅行生は課税対象となります。 ○ なお、修学旅行以外の部活動やスポーツ大会等については、次の理由から、課税免除対象としないことが妥当と考えています。 ・ 部活動と活動内容が類似している主な対象として地域のスポーツクラブ活動等があり、教育の一環として、部活動のみを課税免除とした場合でも、納税者の理解が得られない可能性が高いこと ・ 対象の大会及び対象者の範囲の確認、証明書の確認等により、宿泊事業者の事務負担が増加すること ・ 宿泊事業者からも、部活動等まで対象を拡大することは、部活動等の解釈次第により、際限なく対象が増えることや、現場での説明や判断が難しくなるとの反対意見があること ○ 課税免除の対象となる「修学旅行」は、学校教育法第1条で定められた学校の修学旅行のことで、学習指導要領により定められた教育課程内の学校・学年単位で行われる学校行事であること、また、その履修は宿泊を前提としていることから課税免除としております。なお、朝鮮学校を含む各種学校については、学校教育法134条で定められており、対象とすることは難しいと考えています。
【税制度】 ○ 県内一律200円に疑問。地域及び季節に応じて課税額を変える方がよいのではないかと(他1名) ○ 10,000円以上広島市200円、他市町50円の傾斜のある税の導入を提案したい ○ 広島県民は非課税、海外旅行者と日本国籍保有の旅行者の差別化も検討に値するのではないかと(他1名が県内在住者の課税対象外とすることを希望)	○ 観光消費額の増加のためには、県内全域で周遊エリアを拡大することで、滞在時間の延長や宿泊の増加を図っていく必要があることから、地域間での不公平感が生じないように、一律200円とすることが妥当と考えています。 ○ 受益と負担の関係から、広島県民のみ非課税とすることは公平性の観点から困難であると考えています。 また、外国人に限った制度設計とすると、使途もそれに限られてしまうことや、宿泊者や宿泊事業者双方にとっても要件の証明や確認作業が負担になることなどから、外国人のみに課税することは適当ではないと考えています。
○ 定額課税ではなく、定率の税率の方がよいのではないかと ○ 観光施策の恩恵の薄い又は必要としないビジネス出張者及び住民税等も負担している県民宿泊者にまで課税することは、税の公平負担という点で大きな問題があると考えます。	○ 宿泊料金が異なっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの観点から、その公平性を考慮すると定額で課税することが望ましいと考えています。 また、納税義務者及び特別徴収義務者双方にとっても、定額の方が分かりやすく、負担も少ない簡素な制度となると考えています。 ○ ビジネス客や県内宿泊客であっても、宿泊施設や飲食店、交通手段のDX推進(キャッシュレス化など)や、案内表示の充実、交通アクセスの円滑化などについては、その施策による恩恵は及ぶと考えられるため、区別なく公平に負担していただくことが適当と考えています。

宿泊税の制度（案）概要等について

1 これまでの経緯

平成 31 年 4 月	広島県観光立県推進会議において、宿泊税を導入することが適当との意見のとりまとめ
令和 2 年 9 月	コロナ禍を踏まえ、検討を中断
令和 5 年 2 月	ひろしま観光立県推進基本計画に「観光振興施策の実施に必要な新たな財源について適切な時期に導入できるよう検討を行う」と明記
令和 6 年 4 月	導入に向けた検討を再開 以降、市町、宿泊事業者をはじめとした関係者からの意見聴取や議会における議論などを実施
令和 6 年 10 月	パブリックコメントを実施（11 月 21 日まで）

2 制度（案）概要

項目	内容等	
基本的な考え方	目的	地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光を振興するため、宿泊税を導入する。
	使途	・県内全域での周遊促進や宿泊・滞在時間の増加など、これまで取り組んできた観光消費額を高めるための取組の拡充・強化 ・今後も増加が見込まれる外国人を含めた観光客への対応や、観光関連事業者の人的リソース不足対策などの観光産業の持続的成長に向けた施策など ※ 原則、新規事業及び拡充事業に活用する。 ※ 特別徴収義務者の負担軽減措置、県内市町への支援（交付金等）にも活用する。
納税義務者	県内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法） ・民泊（住宅宿泊事業法）	
徴収方法	特別徴収：宿泊事業者等が徴収し県に納付	
税率	1 人 1 泊につき、一律 200 円	
課税免除	課税免除対象：修学旅行、林間学校、野外活動 （学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事）	
免税点	6,000 円未満（消費税抜き・素泊まり料金）	
制度見直し	条例施行後 5 年ごとに見直しに向けた検討を実施する。 ただし、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合は、この限りではない。	
基金	特定の目的のために導入することから、予算管理の区分が必要なことや年度間の税収変動等に対応するため、設置する。	

(参考) 10 月開催の常任委員会資料からの変更箇所

目 次	R 6.10 常任委員会資料	変更箇所
1 広島県における観光の目指す姿	「目指す姿」、「目指す姿」の具体的イメージ、「目標」の 8,000 億円のみを記載	【P 1】 「ア ひろしま観光立県推進基本条例」の前文で「住民視点」の箇所を抜粋し、明記
5 税制度の概要について	免税点： 「5 千円未満（消費税抜き・素泊まり料金）」と記載	【P 2 0】 免税点の金額を次のとおり変更 免税点：6 千円未満（消費税抜き・素泊まり料金）
7 制度設計及び用途に関する留意点について	（6）定期的な見直しの実施について： 「一定期間（例えば 5 年ごと）を目安に見直しに向けた検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずる。」と記載	【P 2 2】 見直し検討期間を 5 年間とするとともに、特別の理由等がある場合には、検討期間にかかわらず、見直しに向けた検討を行うことを追記 (条例概要) ・ 条例施行後 5 年ごとに見直しに向けた検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずる。 ・ ただし、上記にかかわらず、特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合には、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

広島県宿泊税条例（案）の概要について

（税 務 課）

1 制定の理由

広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、必要な事項を定める条例を制定する。

2 条例の主な内容

（１）課税の根拠（第１条）

県は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する。

（２）納税義務者（第３条）

県内に所在する次の宿泊施設への宿泊者

- ・ ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法）
- ・ 民泊（住宅宿泊事業法）

（３）課税免除（第４条）

- ・ 宿泊料金が１人１泊６千円未満の宿泊者
- ・ 学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加している者（引率者も含む。）

（４）税率（第５条）

宿泊者１人１泊につき２００円

（５）徴収の方法（第６条）

特別徴収の方法による。

（６）申告納入の手続き（第８条）

- ・ 毎月月末までに、前月１日から同月末日までに徴収した宿泊税を申告納入する。
- ・ 申告納入すべき宿泊税額が一定金額以下の場合は、３か月分をまとめて申告納入できる特例を設ける。

（７）帳簿の記載義務違反等（第１７条）

公平・公正な賦課徴収の確保や、条例の義務規定の実効性を担保するため、帳簿の記載義務等を違反した者に１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金の規定を設ける。

3 施行期日等

（１）施行期日（附則第１条）

総務大臣の同意を得た日から起算して１年３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（２）検討事項（附則第５条６条）

- ・ 条例の施行後５年ごとに、施策の効果及び条例の施行状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じる。
- ・ ただし、上記にかかわらず特に著しい社会経済情勢の変化等特別の理由がある場合には、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

広島県宿泊税基金条例（案）の概要について

（観 光 課）

1 趣旨

広島県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することとし、必要な事項を定める条例案を 12 月定例会に上程する。

2 条例の主な内容

（1）設置（第 1 条）

県の地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する経費の財源に充てるため、広島県宿泊税基金を設置する。

（2）積立て（第 2 条）

- ・基金として積み立てる額は、予算で定める。
- ・県に納入された宿泊税額から賦課徴収に要する費用を控除した額を、この基金に積み立てる。

（3）管理（第 3 条）

- ・基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有効な方法により保管しなければならない。
- ・基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（4）運用益金の処理（第 4 条）

基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入する。

（5）処分（第 5 条）

基金は、第 1 条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（6）繰替運用（第 6 条）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日（附則第 1 項）

広島県宿泊税条例の施行の日